

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

1. 赤十字標章等

赤十字標章等は、武力攻撃事態等において、医療機関及び医療関係者等、医療のために使用される場所及び車両等を識別する。

2. 特殊標章等

特殊標章等は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に係る職務を行う者等及びそのために使用される場所及び車両等を識別する。また、市長、消防長及び水防管理者は、職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。